

「次世代育成支援対策地域協議会」会議録要旨

日 時：平成26年11月28日（金） 午後1時から午後2時30分まで
 場 所：宮城県行政庁舎4階 特別会議室
 出席者：君島昌志委員，阿部清茂委員，池川尚美委員，大橋るい子委員，
 奥村秀定委員，小林純子委員，紺野満理子委員，佐々木とし子委員，
 佐藤淳一委員，佐藤宏郎委員，平塚幹夫委員

1 開会

司会（子育て支援課 江間副参事兼課長補佐）

- 本日は所用により，足立会長，清野委員，高山委員，中野委員が御欠席ということで御連絡をいただいております。従いまして，委員数15名に対し，11名の出席をいただいております。次世代育成支援対策地域協議会条例第4条第2項の規定によりまして，本日の会議が有効に成立しておりますことを御報告申し上げます。

2 子育て支援課長挨拶

佐藤子育て支援課長

- 現在，少子化や保育所入所待機児童，児童虐待などに加え，東日本大震災による生活環境の変化や心のケアなど，子どもたちをめぐる様々な問題が発生する中で，皆様には，本県の子ども・子育てへの支援に多大なるご尽力をいただいておりますこと，改めてこの場をお借りしまして，厚く御礼申し上げます。
- 本日は，前回頂戴いたしました御意見等により修正しました中間案を御説明いたします。本日の御意見・御提言をもとに修正した案をもって，今後，パブリックコメントを実施し，広く県民の皆様の御意見を募集する予定となっております。
- 今後の子ども・子育て支援対策に繋げていく大変重要な計画となっておりますので，委員の皆様には，忌憚のない御意見・御提言をお願いいたします。

3 説明事項

(1) 「みやぎ子ども・子育て幸福計画（仮称）第Ⅰ期（中間案）について」
 事務局より資料1－2で説明

- 前回の協議会におきまして，「子どもの教育の責任は誰にあるのか，地域全体，社会全体での子育てという言葉が出てくるが，やはり家庭教育が根本にある」との御意見がございました。
 委員の御意見のとおり子どもの教育を含めた子育ての責任は，第一義的には家庭にあると考えております。

しかし、現在の子どもは、少子化の影響による兄弟姉妹の数の減少により、異年齢の中で育つ機会が減少しており、また、社会性の基礎を形づくる「人とのかかわり」の機会が乏しい状況にあります。

さらに、親も同様に核家族化などにより、子育ての孤立化や育児不安等を抱えている状況にあるということも現実としてございます。

そこで、◆で記載してありますとおり、本計画の6ページに記載している「5つの視点」において、「地域全体で子ども・子育て応援の視点」の中に「親が子育てについての第一義的責任を有する」ことを追記しております。

なお、県では、関係機関等が連携しながら「子育て支援を進める県民運動」などを推進し、地域全体で子育てを支援する環境の整備に努めてまいります。

○ 次に、「子どもの貧困対策」について御説明いたします。

同様に前回の協議会において、「子どもの貧困対策に関する記載がない」という御意見がございました。

修正点といたしましては、計画の13ページに記載している「子育てにかかる経済的な負担に対する支援」を「経済的支援等による子育て環境の整備」に修正いたしまして、子どもの貧困対策に関する記述を加えております。

修正後の「現状と課題」に記載してありますとおり、平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らす17歳以下の子どもの割合を示す「子どもの貧困率」は、年々悪化しており、その対策が急務となっております。

国におきましても、昨年6月に成立しました「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき、今年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」を閣議決定いたしました。

今後、県におきましても国の動向を注視しながら、教育を受ける機会の均等を図るとともに、生活の支援、保護者の就労支援、経済的支援等を実施し、子どもの将来が生まれ育った環境に左右されずに、夢と希望を持てる成育環境の整備に努めてまいります。

○ 次に、「次代の親の育成について」御説明いたします。

前回の協議会におきまして、「中学生を対象にした子育てについての体験学習を取り入れる」ことを御提言いただきました。

《修正の考え方》に記載してありますとおり、現在も中学校の家庭科では、生徒と幼児との触れ合いなど、実践的・体験的な学習活動に取り組んでおりまして、また、中学生を対象とした「親になる準備」のためのプログラムとして、自分が将来親になることの意識付けを行っております。

今後市町村と連携しながら、中学生や高校生を対象とした、親としての成長や子育てについての体験学習等により、親になることへの意識啓発を一層推進していきたいと考えております。

○ 次に、「母子保健対策について」御説明いたします。

「母子保健対策」に関する修正につきましては、2枚目と3枚目にわたって記載しており

ます。

3ページの《修正の考え方》にありますとおり、国から示されました「次世代育成支援行動計画策定指針（案）」に基づき、国が定める「健やか親子二十一（第二次）」の内容を踏まえて修正しております。

まず、施策名を「子どもと親の健康の確保と増進」から「母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保と増進」に修正いたしまして、項目名をそれぞれ修正しております。

「現状と課題」につきましては、妊娠週数不詳者や妊娠後期の母子手帳交付を受ける者の妊娠期の健康確保の危険性や、妊婦健診未受診による飛び込み出産による危険性について記載を加えております。

「今後の基本的方向性」といたしましては、妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、県は母子の動向把握と担当者会議を継続することで、広域的・専門的な立場からの課題の把握とその解決に取り組むこととしております。

また、出産を望みながらも精神的又は経済的な負担に悩む妊婦に対しましては、市町村等と連携を図りながら、活用できる制度や相談窓口の啓発に努めていくこととしております。

○ 続きまして3ページを御覧ください。

まず、項目名を「思春期保健対策の充実」から「学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実」に修正しております。

「現状と課題」につきましては、望まない妊娠や経済的な問題から妊婦健診を受診しない妊婦が存在し、産まれてくる子どもへの影響が問題となっていること、また、十代の自死や不健康やせなど、健康行動との関連が危惧されていることを加えております。

「今後の基本的方向性」といたしましては、妊娠期前から妊娠・出産・育児に関する正しい知識を得ることのできる機会が増えるような仕組みづくりを推進することとしております。

また、思春期健康教育で有効とされる「同世代によるピアサポート」を推進するとともに、思春期の子どもの身体的・心理的状況を理解し、行動の受け止めができる地域づくりに向けた取組を推進していくこととしております。

○ 次に、前回の協議会において、「仙台市以外の地域の小児救急医療体制の整備について記載がない」との御意見をいただきました。

《修正の考え方》の1つ目に記載してありますとおり、県では県内の医療提供体制の確保を図るため「地域医療計画」を策定しております。

修正後の「今後の基本的方向性」の第一段落目にありますとおり、仙台市以外の地域は、より身近な入院管理体制の整った医療機関での小児救急医療の充実を図るため、医療機能の集約化を推進し、持続可能な良質な医療の効率的・効果的な提供を目指すこととしております。

○ 次に、《修正の考え方》の2つ目に記載しておりますが、平成26年5月に成立した「児童福祉法の一部を改正する法律」に基づきまして、小児慢性特定疾患児童とその家族に対す

る支援を加えております。

修正後の「現状と課題」にありますとおり、慢性疾患を抱える子どもの生活の質は必ずしも高くなく、教育、発達支援、福祉サービスなど療育生活を支える様々な支援のニーズが高まっていることを踏まえ、きめ細かな支援が届くよう、県及び仙台市を中心に、慢性疾患を抱える子どもとその家族を支える関係機関等によるネットワーク体制を構築し、相互の連携・情報共有を図り、地域における総合的な支援の円滑な実施が必要であることを加えております。

「今後の基本的方向性」といたしましては、児童とその家族に対して、適切な療養の確保、必要な情報を提供できる体制及び地域における支援内容等について関係者が協議できる体制を整備するとともに、関係機関と連携を図りながら利用者の環境に応じた支援事業を実施し、児童の健康の保持増進及び自立の促進を図ってまいります。

- 次に、その他の事項について御説明いたします。

今回の中間案では、基本理念を達成するために、各項目の基本的方向性に沿った「推進する主な事業」を記載しておりますが、平成26年度に実施している事業を中心に記載しておりますので、今後、平成27年度の予算編成の状況により変更となる可能性はあります。

なお、計画策定後も状況に応じて、事業の見直し、追加、廃止を行ってまいります。

- 最後に、前回の協議会におきまして、「合計特殊出生率と保育所入所待機児童数の2点を目標とすることに違和感がある」との御意見をいただきました。

計画への記載の趣旨といたしましては、目標として掲げるのではなく、計画の取り組みを点検・評価する指標としての使用を考えておりますことから、より適切な表現への修正として、「目標」から「指標」に修正しております。

君島副会長

- ただいま事務局から説明事項（1）「みやぎ子ども・子育て幸福計画（仮称）第Ⅰ期（中間案）について」の説明がありました。

まず初めに、事前に各委員から寄せられた御質問・御意見に対する事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

- 池川委員からの御意見・御質問です。

学齢期の子どもの成長発達の間として、放課後の在り方を体系的に検討していただきたいとお願いした以下の点についての状況を教えていただきたい。

資料18ページの「幼児期の教育・保育の確保と充実」について、学びと発達の連続性の確保という視点では、幼稚園・保育所からの円滑な接続を図るために、小学校と同時に「放課後児童クラブ」との連携・交流が必要と考えるが、どのように検討しているのか。

こちらについてお答えいたします。

幼稚園・保育所と放課後児童クラブとの連携・交流は、今後の検討課題と考えております。

国が今年7月に策定した「放課後子ども総合プラン」において、放課後対策の総合的な在り方についての検討の場として、県に「推進委員会」を設置することとされており、そういった場を活用して意見を聞くことなどを考えております。

なお、「推進委員会」の設置につきましては、「放課後子ども教室」を所管している教育庁生涯学習課において検討中です。

- 次に、(2) 26ページの「子どもの成長を支える教育の推進」について、子どもを育てる環境づくりが必要として、放課後子ども教室推進事業など、生涯学習課の事業のみが挙げられているが、国は放課後子ども総合プランで、放課後子供教室と放課後児童クラブの連携（プランでは一体型と表現）を進めようとしている。

放課後児童クラブの他、児童館事業との連携拡充も必要と思うが、教育庁とどのように検討を進めているのか。

こちらについてお答えいたします。

先ほどご説明いたしましたとおり、国の「放課後子ども総合プラン」では、県に「推進委員会」を設置することとされており、「推進委員会」の主な構成員には放課後児童クラブ及び放課後子ども教室関係者のほか、児童福祉や学校の関係者が想定されていることから、児童館事業を含め、放課後対策の総合的な在り方について、教育庁と福祉部局が連携して検討してまいります。

- 次に、(3) 51ページの「仕事と子育ての両立の推進」について、推進する主な事業に、国が保育所の待機児童解消の次に推進している「放課後児童健全育成事業」が入っていない意図を教えてください。

こちらについてお答えいたします。

「放課後児童健全育成事業」につきましては、新制度における「地域子ども・子育て支援事業」の1つとして位置付けられておりますので、資料51、52ページの「ロ 延長保育及び病児・病後児保育などの多様な保育ニーズへの対応」における推進する主な事業に、「地域子ども・子育て支援事業」として記載しております。

- 次に、(4)の放課後児童健全育成事業の課題が挙げられているが、県としてどのような方向で取り組むのか。

事業全体の質の向上を図るために、国のガイドラインが出た時点で、県としての基準や評価の観点を示す予定はあるのか。

国の基準では、放課後児童健全育成事業者は、運営内容について自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならないとなっている。一定の評価基準を示す必要があるのではないかと。

こちらについてお答えいたします。

国に確認しましたところ、放課後児童クラブのガイドラインにつきましては、今年度末までに作成するというものでありましたが、現時点では、内容等については示せないとのことでした。

県といたしましては、国からガイドラインが示されてから検討したいと考えておりますが、基本的には、各事業者において、ガイドラインなどに沿って自己評価をしていただくことを想定しております。

池川委員からの御意見・御質問につきましては以上となります。

- 続きまして、紺野委員からの御意見・御質問にお答えいたします。

計画17ページの「幼児期の教育・保育の確保と充実」について、保育士等の人材確保について、具体的な手立ては各自治体が考えるということなのか。例えば、給与を上げる、住まいを無料で提供するなどの手立てを講じ、保育士を増やしている自治体もある。

こちらについてお答えいたします。

県では、保育士等の人材確保のため、今年6月に「保育士人材バンク」を設置し、保育士資格を有しているものの、保育等に従事していない、いわゆる「潜在保育士」の就業支援などをしています。

また、保育士の処遇改善も重要と認識しておりますので、昨年度から保育士等処遇改善臨時特例事業を実施しています。新制度においても、現在の処遇改善分も踏まえて、補助単価である公定価格が設定されるとされております。

保育士確保対策については、引き続き、市町村と連携し、取り組んでまいります。

- 次に、清野委員からの御意見・御質問にお答えいたします。

計画27ページの「子どもの成長を支える教育の推進」について、国の放課後子ども総合プランでは、放課後児童クラブと一体型を中心に、または連携して整備を進めると示されているが、来年度以降、放課後児童クラブの整備・拡充と並行して放課後子供教室の充実を進めていくこととなるのか。

こちらについてお答えいたします。

先ほどご説明いたしましたとおり、「放課後子ども教室」は教育庁生涯学習課が所管しておりますが、「放課後子ども教室」についても、「放課後子ども総合プラン」に基づきまして、充実が図られると考えております。

- 続きまして、(2)の児童館の事業として取り組んでいる放課後児童クラブについては、段階的に一体型への移行を推進していくこととなるのか。

こちらについてお答えいたします。

「放課後子ども総合プラン」では、「既に小学校外で放課後児童クラブを実施している場

合についても、ニーズに応じ、小学校の余裕教室等を活用することが望ましい」とされていますので、事業の実施主体である市町村において、実情に応じて一体型への移行を検討していくことになると考えております。

各委員からの御意見・御質問に対する回答につきましては、以上でございます。

君島副会長

○ ただいまの事務局からの説明に対する御質問や御意見があればお願いします。

池川委員

○ 学齢期の子どもの放課後が、成長発達の間場としてどのような意味を持っているのかということへの取組の姿勢が、このプランの中に見えなかったということでの御質問でございました。

○ 一つ一つはそれぞれの中でこれから検討されていくと思いますが、子育て支援課と生涯学習課とで連携していく部分であるとか、どういう方向に進んでいくのかということがこの計画の中に盛り込まれないと、このあとにどう発展させていくのかというところが見えてこないと思っております。

一つ一つのことについては、やはりこれから進む放課後子ども総合プランの推進委員会で決まっていくことと思いますが、大きな骨組みを是非お示ししておいていただきたいと思っております。また、新制度の一つとして放課後児童健全育成事業が取り上げられるのですが、たくさん挙げられている子育ての支援事業の1つというよりは、もっと大きな位置付けになっていくものではないかと私は考えています。その辺りはどのようにお考えでしょうか。

事務局

○ 放課後対策というものが大変重要なものになっていくと認識しておりますので、大きな骨組みを含めて、今後、推進委員会の設置を検討しておりますので、そちらで御意見をいただいた上で検討していきたいと考えております。

池川委員

○ 子ども・子育て幸福計画の中で、その骨組みを示していくことは検討されていないと取ってよろしいのでしょうか。推進委員会の中で、放課後子ども総合プランとしてこれから検討していくということですが、全体として宮城県の子どもたちの放課後をどう考えているのかということについては、ここでは示されないということになるのでしょうか。

事務局

○ ただいま委員から御意見のあったことも含め、これから推進委員会の立ち上げを、教育庁を中心に行っていきますので、立ち上げの過程の中でもそういったことを検討していきたいと考えております。

池川委員

- 今回これでパブリックコメントに出すところまで行くと先ほど伺ったように思うのですが、この中身を示されるのは時間的に無理ということでしょうか。

事務局

- 放課後子ども総合プランが御案内のとおり示されておりました、生涯学習課で今後、推進委員会の立ち上げを含めて、どうやっていくのかということを検討しております、我々も一緒に検討していくことになると思います。

今回はまだ中間案であり、今後最終案というのがあるのですが、そこまでの時間の中で計画に盛り込むのは難しいのではないかとというのが正直なところでございます。

放課後の子どもたちの在り方については、非常に大きな課題とっておきまして、国でもそういうことで総合プランというのを示されたのだらうとおっておりますので、引き続き検討していきたいと考えております。

小林委員

- 放課後児童健全育成事業と児童館の事業を考えたときに、放課後児童クラブは保育園の延長とか一時預かり的な発想になってしまうのですが、児童館は0歳から18歳までの子どもたちを、遊びを通して育む施設ですので、児童館の中にある児童クラブと放課後の健全育成が、オーバーラップしてしまうところがあると思います。やはり安全な環境を提供するのとともに、子どもがそこで発達するという両方を入れたいといけないのではないのでしょうか。

そのところは、どこの部門にも入ってくるわけです。「教育」という分野にも入りますし、「安全な環境を与えて安心して暮らせる環境の整備」というところにも入ってくるということなので、その辺りの芯が見たいということだと思います。子どもが成長していくのに必要な力を育むという視点で、あまり縦割りにならないよう、見えるようなものがあればいいのではないかと思います。少し難しいと思うのですが、1番のところなどに、「健やかな成長」というところがわかるような書き方になると、いろいろなものが枝葉のように後で付けられるのではないかと思います。

具体的にはあまり無いのですが、今の議論について意見を述べさせていただきました。

佐藤（宏）委員

- 前回、子育ての責任について意見を述べまして、それを取り入れていただき、ありがとうございます。

5つの視点に入っているのですが、出来れば5ページ「基本理念等について」の4行目「社会全体で子育てを応援していく」とあるのですが、この前に「子育ての責任は家庭にある」という基本的認識の下」と入れていただけると良いと思っていました。

- 最近、うちの幼稚園に兄弟で通っている子どもがいるのですが、下の子どもの腕が抜けてしまったことがありました。そのときお母さんがそこにいたのですが、病院に今から連れて行きますようにと伝えたときに、お母さんは食事の用意があり、3時に迎えに来ることになっていたのですが、ではお願いしますと、職員に子どもを病院に連れて行くのを預けて行っ

てしまったのです。これを見て、子どもはこのような親がいるのかと悔しいというか、残念な思いをしました。

やはり「社会全体で」という文言が非常に緩くするのです。前にも話しましたが、うちの息子がくれたら社会が責任を取ってくれるのかという話になってしまいます。ですから、責任の所在は常に家庭にある、姿の見える人でないと、社会でという言葉は私の嫌いな言葉です。ですから、基本理念等についての「社会全体で子育てを応援していく」の前に一文を入れていただきたいと思います。

事務局

- 後ほど検討させていただきます。

奥村委員

- NICU、新生児集中治療室の子どもたちが、在宅に移行してくるということが増えてくることによって、将来、在宅の治療をどうしていくのかということが話題になっておりますが、例えばセンターのような、在宅医療支援センター等を通じたネットワークづくりとか、あるいはケアマネージャーの育成がこれから重要になってくると思うのですけれども、この在宅支援事業については、どの辺りに記載してあるのか教えていただきたい。

事務局

- 小児医療の在宅支援につきましては、37ページから38ページにかけて記述がありますが、ただいま委員から御指摘のあった内容につきましては、この計画上には記載がございません。

奥村委員

- 厚生労働省が小児在宅医療推進ということで非常に力を入れている事業でございますので、記載するスペースがあればお願いしたいと思います。

小林委員

- 先ほど佐藤（宏）委員から、子育てについての第一義的責任のところでお話がありまして私もそうだと思います。ただ、少しこの表現は厳しいと思っています。このように言いたいことは山々なのですが、第一義的責任というと、一生懸命子育てをしていて、それでもなかなか難しいと思っているお母さんたちには、非常にプレッシャーがあると思いますので、家庭が基本であるということは書いていただきたいのですが、責任というと少し厳しいと思いますので検討をお願いしたいと思います。
- もう1つ、先ほどの資料1-2の2枚目の母子保健のところですが、施策名が「母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保と増進」に変更されたとお聞きしました。ここは不妊のことも含まれておりますので、母性だけではない問題もあるのではないかと思いますので、一般の県民の方がこれを読んだときに取り付きやすい、柔らかい感じになった方がいいと思いますので、施策名だけは前の「子どもと親の健康の確保と増進」で良いのではないかと感じ

ました。

- それから3枚目、これは奥村委員にお聞きしたいのですが、「十代の自死や不健康やせ」の「不健康やせ」という言葉が私には耳慣れなかったもので、ここは専門の先生の御意見をお聞きしたいところでした。

事務局

- 1点目でございますが、第一義的責任の責任という言葉が少し厳しいのではないかと御指摘でございますが、確かに、こちらは前回御意見いただいてから検討しました点でございます。

まず、この表現を用いました理由といたしまして、次世代法の計画の策定指針がございまして、そちらで県計画の策定の視点のところに同様の記述がございまして、こちらを採用させていただいたということです。

- 2点目の母子保健の施策名を変更した点でございます。3ページの修正の考え方で御説明しましたが、「健やか親子二十一の内容を踏まえて」とございまして、こちらの計画に基づいた形になっておりますので固い表現になっております。

適当かどうかということについては検討させていただきたいと思いますが、こちらの「健やか親子二十一（第二次）」に沿って修正しているということでございます。

- 3点目の不健康やせについては、確かに聞き慣れない言葉でありますので、こちらはもう一度検討させていただきます。

奥村委員

- マスコミなどでは、不健康やせという言葉が使う場合がありますけれども、過度なダイエットによる痩せすぎとか、単なる、痩せすぎという表現をする場合が多いですので、確かに違和感があります。

小林委員

- ただいま策定指針ということで御説明いただいたのですが、そこに沿う形ではあるのですが、どうしても子育てを母親にという流れが強くなってしまっているのは潮流に反しているのかと思いますので御検討をお願いします。

阿部委員

- 12ページの5行目に「子どもも社会の一員として」という文言が入っていて、子どもたち自身が社会への参画意識を高めるという表現があるのですが、現実的に子どもたちの考えやいろいろな人の意見もあって、子どもたちの意見発表などの声を聞く機会や、社会の中の地域活動など、いろいろあると思いますので、参加意識だけではなくて、実際に参加する、参画するという文言も盛り込んでもいいかと思います。

子どもに教える云々だけではなくて、子ども自身が参加して、大人とともに社会を築き上げるという表現があっても良いのではないかと思ったのですがいかがでしょうか。

事務局

- 御意見のとおりだと思います。参画意識を高めるという表現で留めておりますが、具体的にどういった形で子ども自身が主体となって参画できるかというのは、例えば、推進する事業などで御説明できればいいのですが、現時点で適当な事業がないというのもございまして、このような表現と留めておりますので、今後検討させていただきたいと思います。

佐々木委員

- ただいま社会に参画するという話がありましたが、県社会教育委員会の新年度のテーマで、子どもが参画する社会をどう構築するかというテーマについて、会議の中でも考えているところです。具体的にいろいろな事例を出しながら、このテーマに沿って子どもたちが地域づくりに参加していく方向をどう構築していけるかを考えている中で、来年度にはお示しできるのではないかと考えています。

社会教育委員から各市町村に向け、このテーマが示されて実施ということになるかと思えますので、是非連携を取っていただきたいと思います。どうしても教育委員会は教育委員会、福祉は福祉ということで、こういう話もなかなか浸透していないと思いましたので、生涯学習課に聞いていただければと思います。

- 先ほど、施策名で母性変わったことについて、私も違和感を覚えています。どうしても赤ちゃんを産んでも母性が出ないというお母さんもいて、そういうところが非常に悩みになっていたり、それから父親の参画というのも、このままだと薄れてしまうというのもあり、母性というところを強調しない方が良いのではと感じました。
- 「地域の教育力の向上」の中で、放課後児童クラブや放課後子ども教室など、放課後の子どもの安全・安心ということが書かれています。

数日前に東京の方で会議がありまして、東京では、児童館を廃止して放課後児童クラブに移行してしまうという話がありました。子どもたちが自由に自分の発想で行動したり、遊んだり、そういうことの方が子どもたちにとっては教育力も向上するし、大事なことなのではないのかなと思うのですが、どうしても放課後児童クラブ、放課後子ども教室だけに子どもの放課後を押し付けていく、形にはめてしまうという方向に違和感があります。

子どもたちの安心・安全もですが、地域の教育力はそういうものではないと感じています。児童館の中で自由に子どもたちが集まってきて、自分の想像を膨らましたり、遊びを発展させたり、友達とか異年齢の関係を構築していったりということがすごく大事な中で、逆行してしまっているような気がしているので、その辺りをもう少し考えていただきたいと思っています。

紺野委員

- 私の住んでいる市の児童館及び放課後児童クラブですが、現実問題として児童館を活用しているかといえば、月に1, 2回、多くても3, 4回と聞きます。そこに人件費は当然かかっていますが事業自体はない。ある地区では全て放課後児童クラブに変えようかという話も出ています。現在も、来年度以降もそうなのですが、財政が非常に厳しくなるときに予算や人件費をどこに費やしていったらいいのかというのを見ていて考えさせられました。

現実問題として、どこがどの様になっているのかということ把握した上で、統合であったり、本当に必要なものにお金をかけていくという方向でないと市町村も大変ですし、そういったところの児童館事業の在り方という辺りまで踏み込んでいただきたいと実際に触れていて感じています。

- 子どもたちの社会参画という話が出てきましたが、私の住んでいる市では、子どもサミットというものが何十年も開かれていて、市内の各小学校の6年生の子どもたちが、地域のことについて話し合っています。いろいろな問題を小学校の時点で考えさせていくということは非常に大事なことだと思います。

やはり小学校教育がすごく大事な基礎となりますので、ここに出ている問題点はやはり小学校段階からではないかと感じています。学校教育の中で盛り込んでいくということも大事ではないかと感じています。

事務局

- 子どもの社会参画につきましては、十分連携を取りまして盛り込んでいきたいと思っております。
- 母子保健の施策名につきましては、頂戴いたしました御意見をもとに検討させていただきたいと思っております。
- 児童館と放課後児童クラブにつきましては、それぞれ役割があると思っておりますので、両方があることがベストだと思いますが、現状としては放課後児童クラブが不足しているという実情があると思っております。主体である市町村から情報を入手し、現状の把握に努めたいと思っております。

小林委員

- 子どもの参画について、意見を述べさせていただきますが、先日、生涯学習課の全国フォーラムがありまして、子どもの参画について、かなり必要性を皆さんが認識されていたように思います。

震災後、いろいろなところで子どもたちが自主的に活動してきた1つとして、ジュニアリーダーの存在が注目されています。教育部門の方で支える体制があって育ってきた子どもたちなのですが、そういうことをもう少しきめ細かく小さな単位でやっていたら、いろいろなことがもっと進むのではないかと。特に、これからの復興を進めていくのは子どもたち自身です。その子どもたちがきちんと社会に参画していくというのは、宮城県の発展に寄与していくことだと思っています。

そのためには、子どもたちの自主性だけ任せていくわけではなくて、それを支える大人の存在とか、自由に使える場所とか、そういうものが重要だと思います。そういう意味では、児童館というのは1つの拠点でもあったわけです。今は少子化のためにだいぶ無くなったり、幼稚園・保育所などと一緒になってしまったりと、その存在価値が薄まってしまっているように見えるのですが、本当はすごく大事な施設だということをお話ししておきたいと思っております。

そこに職員がいて、いつも来ることができる場所があるということがすごく大事であると思っております。震災後、いろいろなNPOなどが支援して出来た居場所もありますが、段々と撤

退していく中で、存続できなくなっているところもあります。是非、県でその市町村の財政規模に合わせてでも結構ですので、位置付けていただければと思います。水沢あたりでは、使わなくなった消防署を、子どもたちが自分たちでペイントして作ったという居場所もありましたので、そんな形も可能と認識していただければと思います。

佐々木委員

- 次代の親の育成で、今回、中学校の家庭科でもいろいろな活動に取り組んでいるということで、高校生だけでなく、中学校という文言を入れていただいたことは、本当にありがたいと思っています。
- 県生涯学習課の家庭教育支援の取組として、親の学びのプログラムの中に親になる中高生向けのプログラムができて、12月3・4・8日の3日間にわたり、プログラムを使って白石高校で1年生全クラスに向けて、そのプログラムを実施することになっています。
それを聞いた中学校の先生たちが、是非、それを見学させてほしいという話がきています。そのプログラムの中には、自分が大事であること、どうやって産まれてきたかということなど、命の大切さというものも、そこの中で出していきたいと考えていますので、是非、これからもこの次代の親の育成ということで、高校生だけではなく中学生も含めて関わっていききたいと思っています。

池川委員

- 放課後子ども総合プランの中にある一体型という言葉がすごく誤解を招きやすいと思っています。一体型といっても放課後子ども教室、放課後児童クラブ、また児童館も含めてそれぞれの機能をそのまま活かしながら連携していくということが狙いだとは私は聞いたように思っています。そういうところの説明がなかなか浸透しないというか、特に、現場は一体型で一つになってしまうのではないかと、包含されたものになってしまうという不安感を持たれている方がいらっしゃるのではないかと考えています。
先日、厚生労働省育成環境課の竹中課長補佐とお話ししたときに、「もし、地方の自治体の方にそういう情報が現場に届きにくいという情報があるのであれば、宮城県でお話しするような機会を作っていただければ喜んで行きます」という話をいただきました。私がやることではないと思うのですが、現場が非常に不安感を持っているということを御理解いただき、そういう機会を増やしていただきたいと思っています。
児童館が無くなっていくということがあるのも事実ですが、しっかり機能しているところは、まさしく子どもたちが言葉にならない想いを伝える場として非常に大きな機能を果たしていますし、世代間交流が進められています。会議で何をしたいか言いなさいというのはなく、想いを伝えながら、その小さな想いを社会の中で位置付けて、一步一步高めていく場として、大きな機能を果たしていると思うのです。小林委員がおっしゃったように、そういうところ一つ一つ大事にしていくような考え方、それが一体型なのだという説明を進めたいと思っています。

事務局

- 児童館，放課後児童クラブ，放課後子ども教室を含めて，御意見をたくさん頂戴したところでございます。

御意見いただいたように，放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体型で整備していけばいいという問題ではなくて，もっと大きな視点から考えていかなければならない問題であると認識しているところでございます。

そういった意味も含めて教育庁と議論をして，大きな方向性というものを決めていかなければならないと思っております。なかなか今回の計画の議論の中で，そこが不十分というのはご指摘のとおりだと思いますが，本日頂戴しました意見は，この計画に限らず，我々は放課後子ども総合プランにも関わっていきますので，その中でよく議論していきたいと思っているところでございます。

奥村委員

- 心の問題は，不登校，親の虐待，あるいはネグレクトを通じて出てくるわけですが，そういう子どもたちに命の大切さを強調する講演をいくらやっても，子どもたちの心は閉ざされていて伝わりません。そういうことから考えますと，きめ細かな対応が必要となると思っています。スクールカウンセラー等の専門の指導員，相談員が早期に介入して対応していく必要があります。実際，児童精神科の先生方が1年くらいかかるケースもあるというくらい，非常に問題が大きいと考えていますので，その点を充実するのが大事だと考えます。

現在，非常に問題となっている児童虐待に関しても，健診を受けないとか，予防接種を受けないとかがありますが，ある程度，乳幼児期の全戸訪問事業が拡大していけば防げることがあるのではないかと思います。42ページにある事業をしっかりとやっていく，そして，それを検証していく，例えば，そういうケースがあるのかどうか，県として助言あるいは養育中に必要な場合に延長するケースがあるのかどうかということなどを報告していただくことによって，これからの事業の参考になるのかという気がします。

事務局

- 我々もいただいた御意見をしっかり認識をして取り組んでいきますので，今後ともよろしくお願いいたします。

平塚委員

- 16ページの「ニーズに応じた多様な子育て支援の充実」という項目の中に，病気がちになった子どもたちの問題があります。ここでは，保育所を利用している子ども等が病気になった際に利用できる病院及び保育所などにおける預かり，いわゆる病児保育や病後児保育に関して書いてあります。

先ほどの説明資料の中にも医療機関の問題がありましたが，どうしても病児保育をすとなれば，医療機関との連携が必要になります。しかし，医療機関との連携に当たっては，仙台市においては何とかなるのかもしれませんが，仙台市以外の地域においては医療機関との連携が非常に難しいです。実際，医療機関に相談しても，なかなかそこまで対応することは

できませんという回答が返ってきます。そういう問題がありますので、ここでは整備が求められていますということが書かれていますが、これを何とか少しでも良い方向に持っていきけるような方策が必要と思っています。

説明資料の最後のページにも、接続可能な良質な医療を効率的に、効果的に提供していくことを目指すとありますが、この問題は是非とも丁寧に対応し、方策などを考えていただかないとなかなか進まないのではないかと思います。

新しい制度の下、より多くの子どもたちを保育所、幼稚園においてお預かりするようになってくると思いますが、そうなった場合、保護者からしますと、病気のときに面倒見てくれる場所がないことが課題となります。本当であれば休めるのが一番良いのですが、しょっちゅう休んでいる保護者ですと休めないということで、本当は熱があるにも関わらず、解熱剤を使って熱を下げて連れてきたりします。しかし、薬が切れた頃に熱が上がって、そして、その間に他の子どもに感染してしまっということが非常に多く、どこの保育所でも見られる現象になっています。これからインフルエンザが流行りますと、検査結果が出るまではインフルエンザではない、どうかわからないという曖昧な回答を医療機関からいただいているものですから、風邪ですと保護者は言って、大したことはありませんと連れてくるのですが、実際はインフルエンザで間もなくして高熱が出たり、他の子どもに感染してしまったりということがあります。この問題を丁寧に良い方策を立てていただければと思います。

奥村委員

○ 医療機関に関係することなので、私からお答えしますが、本来、病気の際はお母さんの下で治療をしっかり受けて介護されるということが一番大事なことです。それが会社をクビになるから、どうしても働かなければならないという現状、社会の問題が非常に大きいわけです。私どもは病児保育という言葉は使わず、病後児、病気が軽くなってから引き受けますということで対応しています。

病後児保育を医療機関、小児科がなぜやれないかという点、仙台市以外では小児科医が非常に少ない。そして、経営的に成り立たない、夏はほとんどいない、冬場のインフルエンザ流行時はいいのですが、その他の時期は補助金が無ければやっていけないという経営的な問題と、先生方をお願いしても、患者さんで非常に忙しくて引き受けるのは難しいという、いろいろな実情があるものですから、県とも協力して施設目標など相談していきませんが、現状をある程度御理解していただきたいと思います。

小林委員

○ 私が別にやっているNPOの子育て支援の中で、厚生労働省からの委託で2年間、緊急サポートネットワーク事業という病児保育を民間でやるということを実際に行いました。これはファミリー・サポート・センター事業に病児預かりを加えたようなものです。医療機関等はお母さんやお父さんが医療機関で受診して、そこから先はおじいちゃん、おばあちゃんに預かってもらうような感覚で、そのサポートセンターのスタッフに預かってもらうという形です。

厚生労働省がそれをNPOに委託しましたので、なかなか市町村のファミリー・サポー

ト・センターを運営している行政の方とお話ししたのですが、行政では病気になって何かあったらどうするという責任論で、なかなか取り組んでいただけなかったのが残念でした。でも、家庭看護の範囲でしたら、しっかり投薬などの忠実なやり方というのを教わった上で、ルールを決めて、そういうことができると思っています。そういう御指導を小児科の先生方をお願いをして、もし、本当に大変な病気であれば入院などということになりますが、そういうことも柔軟に考えていくということが、この計画の中にある程度盛り込まれるのではないかと考えておりますので、参考にお話をさせていただきました。

事務局

○ 病児保育につきましては、大変重要な取組であると認識しております。

病児保育、病後児保育につきましては、来年度から新制度において地域子ども・子育て支援事業ということで、市町村事業として位置付けられましたし、今回、ニーズ調査も行ってありますので、県としても市町村と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

佐藤（宏）委員

○ 病後児保育のことも含めて家庭の教育責任論になるのですが、家庭にあるということが大事だと思います。休めないというのはわかるのですが、子どもの病気ですから、子どもを預かって熱が37℃になったときに電話するのですが、37.5℃にならないと電話よこさなくていいですからと言われてたりします。こちらは体温を測って電話するのですが、あんまり良い顔されないのです。

熱がある子どももお母さんの顔を見れば熱が下がってしまうのです。薬もいらないのです。何でもかんでも社会全体でという曖昧な表現ではなく、子ども、子育ての責任は家庭にあるということを計画に位置付けてほしいと思います。

君島副会長

○ 委員の皆様、貴重な御意見ありがとうございました。以上で議事を終了させていただきます。

※事務連絡等

8 閉会

司会（子育て支援課 江間副参事兼課長補佐）

○ 以上を持ちまして宮城県次世代育成支援対策地域協議会を終了させていただきます。本日はお忙しい中、誠にありがとうございました。